

官報

号外
昭和五十八年四月十九日

第九十八回 衆議院會議録 第十七号

昭和五十八年四月十九日(火曜日)

議事日程 第十二号

昭和五十八年四月十九日
午後一時開議

- 第一 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)
- 第二 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

日程第二 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時四分開議
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

日程第一 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、高度技術工業集積地域開発促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長登坂重次郎君。

高度技術工業集積地域開発促進法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○登坂重次郎君 たいだいま議題となりました高度技術工業集積地域開発促進法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の経済環境の変化のもとで、高度な技術力を有する工業の新たな展開が要請されている状況にかんがみ、特定の地域について高度技術に立脚した工業開発を促進しようとするものでありまして、一般にテクノポリス法案とも言われているものであります。

その主な内容は、
第一に、主務大臣は、高度技術に立脚した工業開発に関する開発指針を定め、これを公表しなればならないこと、
なお、主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣、

農林水産大臣、国土庁長官とすること、
第二に、都道府県は、開発指針に基づいて開発計画を作成し、主務大臣の承認を申請することができること、
開発計画においては、高度技術に立脚した工業開発を行うおとす地域、工業開発の目標、工業用地等の施設の整備に関する事項等を定めること、

第三に、工業開発に必要な業務を行う者に対し、負担金を支出した場合の損金算入の特例、固定資産税の不均一課税に伴う補てん措置、施設整備等に対する国及び地方公共団体の援助、地方債発行に対する特別の配慮について定めること
等であります。

本案は、去る四月六日当委員会に付託され、四月十二日山中通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来慎重に審査を重ね、四月十五日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。
なお、本案に対し、附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第二 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第二、農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長橋口隆君。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○橋口隆君 たいだいま議題となりました農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るため、農林水産省の本省の附属機関として、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を設置し、これに伴い農業技術研究所及び植物ウイルス研究所を廃止しようとするものであります。

本案は、一月二十八日本委員会に付託され、三月三日金子農林水産大臣より提案理由の説明を聴取し、四月十二日質疑に入り、十五日に質疑を終了し、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、臨時行政改革推進審議会設置法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣齋藤邦吉君。
〔国務大臣齋藤邦吉君登壇〕
○国務大臣(齋藤邦吉君) たいだいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法案につきまし

昭和五十八年四月十九日 衆議院會議録第十七号

臨時行政改革推進審議会設置法案についての齋藤國務大臣の趣旨説明 臨時行政改革推進審議会設置法案の趣旨説明に
對する山花貞夫君の質疑 五一六

て、その趣旨を御説明申し上げます。

申すまでもなく、行政改革は、厳しい内外の環境のもとにおいて、当面する国政上の最重要課題の一つであり、わが国の将来への明るい展望を開くために避けて通ることのできない国民的課題であります。このため、政府は臨時行政調査会からの累次にわたる答申を踏まえて、政府としての諸般の改革方策を着実に推進しつつあるところであります。

臨時行政調査会は、去る三月十五日をもって存置期限を迎え、解散したところでありますが、これに先立ち、二月二十八日に提出された行政改革に関する第四次答申において、臨時行政調査会の任務終了後における行政改革の推進体制のあり方として、学識経験者若十名をもつて構成する調査審議機関の設置の必要性を提言しているところであります。

もとより、臨時行政調査会の累次にわたる答申を踏まえて、行政改革を具体的に実施することは、政府みずからの責務であります。この国民的課題である行政改革を推進するに当たって、各界有識者の御意見を聴取しつつ諸施策を立案、実施することは、きわめて重要かつ有益であると考え次第であります。

このため、政府といたしましては、今般、臨時行政調査会の第四次答申を最大限に尊重する旨の基本的対処方針を決定し、この方針を踏まえて、総理府に臨時行政改革推進審議会を設置することとし、ここに、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の概要について御説明申し上げます。臨時行政改革推進審議会は、臨時行政調査会の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べ、内閣総理大臣の諮問に応じて答申することを任務としており、審議会の意見または答申については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

審議会は、行政の改善問題に関してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員七人をもつて構成することとし、また、審議会の調査事務その他の事務を処理させるための事務局を置くこととしたしております。

また、審議会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしているほか、特に必要があるとき、みずからその運営状況を調査することができることとしております。

なお、審議会は臨時の機関として設置されるものであり、政令で定める本法律の施行期日から起算して三年を経過した日に廃止されることとしております。

このほか、関係法律について所要の改正を行うこととしております。以上が臨時行政改革推進審議会設置法案の趣旨であります。(拍手)

臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山花貞夫君。

〔山花貞夫君登壇〕

○山花貞夫君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法案について、以下の諸点にわたり、総理並びに関係大臣に質問いたします。

第一は、この法律案によって実施が推進、強行されようとしている第二臨時行政調査会の諸答申の基本についてであります。

これらの答申で示された行政改革なるものは、わが党が一貫して主張してきた平和、福祉、分権という国民のための行革理念とは全く無縁であり、それは、国民に重い負担と犠牲を一方的に負わせるものであります。わが国を危険な軍事大国にし、国の財政を取り返しのつかない破産状態に追い込むものであります。このことは、鈴木、

中曾根内閣が行革推進の名のもとに行ってきた福祉、年金、教育の切り詰め、引き下げと、軍事費の連続的異常な突出を見ただけでもきわめて明白であります。

こうして臨時行政調査会の答申については、まづ基本として次の重大な問題点を指摘しなければなりません。

それは、答申が防衛力の質的水準の維持向上を図れなどと、国会の意思に従うべきわが国の安全保障問題に介入していることであり、そのおぼろげな、言うまでもなく軍事費の増額化であり、これまでも以上に軍事費の増額を実現しようとするところにあります。明らかに越権であります。国会審議の空洞化をもたらす、立法権を侵すおそれがあると言わざるを得ないのであります。

同時に、臨時答申は、「増税なき財政再建」をてこに、歳出を削減するとのため、福祉、年金、教育、住宅などの国民生活のための費用の集中的な切り下げを求めているのであります。しかも、答申は、大企業向けや保守党の基盤培養のための補助金などの不要経費の削減には手をつけようとしていません。国民が期待する不公平税制の是正には目を向けようとしていないのであります。

このような臨時答申をそのまま推進する、あるいはそのための審議会を設置することが、国民と日本の将来のためになるか否かは明らかであります。私は、断じて否と言わざるを得ないのであります。

軍事費を聖域化してはならないのであります。それとも中曾根内閣は、臨時答申にかかわらず、すでに軍事費を聖域と考えているのであります。防衛費GNP一%以内の枠はすでに外したつもりなのでしょうか。ことしの予算を見れば、もう限界にきていることは明らかであります。いっ外すのでしょうか。もう青天井で、枠などないということを考えていらっしゃるのでしょうか。

総理にお答えをいただきたいと思っております。政府のいままさきことは、この臨時答申を強行することではなく、臨時行政調査会の答申を白紙に戻すことであり、国民の生活を守り、軍縮で平和を築く、効率的で簡素な政府をつくるため

の国民のための行政改革案を策定し、実行することであると考えます。以上についての総理並びに行政庁長官のお考えを伺いたいと思っております。

第二に、総理が行革推進に関し持っている危険な政治的意図とその姿勢について取り上げたいと思っております。

総理、あなたは、昨年五月ある集会で、行革を強行することによって軍事力を増強し、憲法を改正するのだとされる趣旨の発言をしております。あなたは、まず行革を断行しようとお話しになりました。この大きな仕事失敗したならば、教育の改革もできなくなる、防衛の問題もだめになる、いわんや憲法をつくる力はだめになってしまふとお話しになりました。そして、行政改革で大掃除をしてお座敷をきれいにして、そしてりっぴな憲法を安置する、これがわれわれのコースであります。このようにはっきりおっしゃっているのであります。

行政改革で福祉、教育費を削り、それで捻出したお金を軍事費の増強に充てる、そして憲法を改悪する、このことを総理が行革改革でスタートするコースとして企画しているとしたら解釈できない明白な発言なのであります。

総理が、行政改革で大掃除をして、きれいななったお座敷にどんな憲法を安置しようとしているのでしょうか。総理のこれまでの数々の問題発言、不沈空母あるいは四海映封鎖からだれでも推測することができるのであります。また、昨年七月、自民党憲法調査会の憲法改正についての中間報告からも明らかであります。新しい天皇制であり、九条の改悪であり、有事の体制づくりではありませんか。私は、現にこの方向に進みつつある中曾根内閣の行政改革に対し、反対の強い意思を表明するものであります。

総理は、この発言の考えを現在なおお持ちでしようか。この点については、すでにわが党の委員長が代表質問の際総理にただしているのではありませんけれども、本音の答弁がありませんでした。率直にお答えいただきたいと思っております。

さらに、これに関連して、総理の太平洋戦争についての認識についても伺いをいたします。

總理は、同じ集會での発言で、太平洋戦争に關し、日本の戦争責任を覆い隠し、日本を被害國、不運に遭遇した國だと強調しております。すなわち、日本が大東亞戦争という大きな災難に遭ひ、敗戦の屈辱を迎えたと述べているのであります。また同時に、大東亞戦争による植民地は全部解放され、インドネシアも独立したことを強調しているのであります。

太平洋戦争の基本的性格は、日本の軍部の独走、これに追隨した政府が戦争を引き起こし、他國を侵略して、他國と自國の國民に多大の被害を及ぼしたことにあります。こうした軍隊と政府の出現を阻止できなかったことをわれわれは痛感し、過ちを繰り返さないよう、今日の憲法を國民が歓迎したのであります。わが國の防衛問題を扱う場合は、この観点を原点としなければなりません。

總理の軍事力増強路線の背景には、太平洋戦争に対する誤った認識があるのではないかと、この發言を通してうかがわれるのであります。東南アジアの諸國が教科書の問題で指摘したのも、この点ではありませんか。總理の御認識のほどを承りたいのであります。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

第三は、政府の行政改革と大衆増税導入との密接不可分の關係についてであります。

大企業や特権層に対する補助金の整理には手をつけない、それらに対する適正な税負担を求めることもしない、財界本位、政界官界癒着の行政改革では、財政再建はできないことについては初めから明らかであります。また、福祉、教育費の削減は限界にきています。したがって、政府は、行革を行っても財政赤字はなくなるらないとして、大衆増税を導入しようとしているのであります。換言すれば、政府の行政改革は大衆増税の露払いの役割りをしようとしているのではないでしようか。かくして政府は、公約である「増税なき財政再建」をほごにするのは必至であります。

可能であるなど、大衆増税へ次々に布石をしいているではありませんか。

總理初め自民党が行おうとしている衆参同時選挙の大きなねらいに、この大型間接税の導入があることも問題にしなければなりません。衆参同時選挙を行えば、少なくとも三年間は国政選挙、統一地方選挙を実施しないで済むわけであり、統一地方選挙を実施しないの間に國民の反対を押し切つて大衆増税を導入しようとする意図をお持ちなのではないでしようか。

行政改革で國民に給がまんをさせた上で、財政再建もできず、大型間接税を導入するといふのは、中曾根内閣は國民にすべての犠牲を負わせるだけで、國民を欺瞞することになるではありませんか。總理の率直な見解を承りたいと思います。

第四は、臨時行政改革推進審議会の性格についてであります。

自民党政府は、これまで第二臨調を財界本位の行政改革を強行するための隠れみのとして利用してきました。政府は、臨調の答申を金科玉条、しきの御旗として、国会での十分な審議を経ることなく、國民犠牲の行政改革を断行してきたのであります。これは行政権の専横であり、立法府の権限を輕視したのと言わなければなりません。

臨調を利用した政府の行政改革は、福祉、年金、教育費の切り詰めに続いて、國民の足を奪うこととなる国鉄再建監理委員会法案の成立を図ろうとしているところにもあります。住民の生活に重大な影響を及ぼす国鉄の問題は、臨調答申を機械的に実施するのではなく、國民の足を守ることを基本に据えて、國民の英知を集めた十分な国会審議によってその再建の方途を確立すべきであります。

今度設置されようとしている臨時行政改革推進審議会が第二臨調と同じような非民主的役割りを果たし、また政府がそのように利用しないという保証は全くないのであります。中曾根内閣のもとではむしろその危険性が強まっていると言わなければなりません。

加えて、推進審議会の委員の構成の問題があります。第二臨調の委員の中に、その答申によって

最も犠牲と負担を負わされている老人、婦人、障害者、過疎地住民などの代表者が一人でも入っていないのであります。第二臨調の委員の多くは財界の代表によって占められました。財界の意向が答申に強く反映し、苦しめられた國民の声は届いていなかったものであります。提出された法律案により設置されるとしている審議会の委員の構成も、第二臨調のそれと同様になるのではないかと危惧を持つのは私だけではありません。

總理は、両議院の同意を得て任命するとされている推進審議会の委員の選出について、第二臨調の反省の上に立ってどのように考えておられるか御見解をお伺いしたいと思います。

最後に、國民のための行政改革を進める上での基本的な前提条件である國民の政治に対する信頼をどう回復するかについて触れないわけにはいきません。

いかなる行政改革も國民の納得と協力なしに推進されることはありません。そのためには清潔な政治を実現することが大前提とお考えになりませんか。汚職に対しては政治的責任を國民の前に明らかにすることが緊急の課題であります。いま日本の國民の最大の関心は、日本社会党を初め野党が一致して求めている田中角榮君の議員辭職勧告に関する決議案の取り扱いであります。

總理、あなたは總裁として深く田中角榮君の議員辭職勧告に関する決議案に賛成すべきではありませんか。政界の浄化と國民の信頼を回復するための残された唯一の道であることを強く主張し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 山花議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第二臨調答申を白紙に戻せ、そういう御質問でございますが、白紙に戻す考えはございません。

臨時行政調査会は、國民的見地に立った幅広い人材によって構成されておるのでございまして、この委員会は國民の圧倒的御支持を得ておつてつくられました答申は、私たちはこれを最大限

に尊重すると申し上げてきておるのでございまして、そのような考えに一貫してまいるつもりでございます。

政府といたしましても、今後とも各方面の御意見を聴取しつつ、簡素で効率的な行政改革の実現に、最大限努力してまいります。

ただいま、いわゆる答申に基づく新行革大綱を策定すべく努力しておる最中でございます。

次に、昨年五月、私がある集會で発言したことについて御質問がございましたが、主権在民の國家におきましては、國民の力がすべての原動力であります。この國民の力が國をつくる力であり、それが憲法をつくり、憲法を守り、憲法を改正する原動力であります。このような意味の民族的、國民的エネルギーを最大限に尊重するということ、は政治においても必要であり、それは行政改革を行う力と共通しておる力である、そういうことを申し上げた次第であります。

次に、太平洋戦争について御指摘がございましたが、過般の太平洋戦争は、はなはだ遺憾な戦争であったと思ひます。國民に対して大きな被害を与え、また周辺諸國等につきましても多大の御迷惑をおかけした戦争でございまして、このような戦争は二度と繰り返してはならないと考へております。そして、太平洋戦争については、外國からは侵略戦争であるという厳しい批判を受けておるのでございまして、われわれは、このような批判については耳を傾けて改心しなければならぬと考へております。

次に、東南アジア諸國に対して軍事大國への危惧はないかという御質問でございますが、わが國の防衛政策は、ここで一貫して申し上げておるすように、平和憲法のもとに専守防衛に徹し、非核三原則を守り、個別的自衛権の範囲内で防衛力を整備しようとするものでございまして、このような考へ方は、逐次東南アジア諸國についても御理解を得つつある次第であり、今回、AS E A N諸國訪問につきましても、この点について御理解を得るよう努力してまいります。

次に、大衆増税、大型間接税について御質問がございましたが、「増税なき財政再建」を行うこと

昭和五十八年四月十九日 衆議院會議録第十七号

臨時行政改革推進審議会設置法案の趣旨説明に対する山花貞夫君の質疑 朗読を省略した議長長の報告

五一八

は、われわれの行政改革の一貫した理念でござい... 大型間接税の導入については、具体的に検討もしておらなければ、指示もしておりませ

次に、臨時行政改革推進審議会の構成等につい... この構成につきましては、国民的視野を持った、

この問題につきましては、しばしば申し上げま... すように、国会の案件として上程され、目下議院

次に、防衛費のGNP一%の枠を守れという御... 質問でございますが、防衛費GNP一%に関する

この問題については、私からも一言お答え申し上... げます。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 山花議員に対しお答... を申し上げます。

この問題についてはすでに総理大臣からお答... を申し上げたわけでございますが、私にも質問が

行政改革の目標は、行政の全般について聖域... を設けないということで見直しを進めつつ、国民

の変化に対応した行政の体制を整えようとするも... のであり、今次の行政改革については、広く国民

各層の御理解と御支援を得ているものと考えてお... り、大企業擁護、国民生活圧迫、こういう御批判

政府としては、今後とも、各方面の意見等を聴... 取しながら、簡素、効率的な行政の実現を目指し

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いた... しました。

○副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会い... たします。

午後一時三十六分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 中曾根康弘君
農林水産大臣 金子 岩三君
通商産業大臣 山中 貞則君
國務大臣 齋藤 邦吉君

朗読を省略した議長長の報告

(報告書及び文書受領)
一、去る十五日、内閣から次の報告書及び文書を

受領した。
林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和五

十七年度林業の動向に関する年次報告
林業基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五

十八年度において講じようとする林業施策につ

内閣委員

- 小渡 三郎君
吹田 悦君
木下敬之助君
熊川 次男君
中村正三郎君
三浦 隆君
赤城 宗徳君
北村 義和君
鯨岡 兵輔君
宮澤 喜一君
野間 友一君
伊藤 公介君
今枝 敬雄君
奥田 敬和君
工藤 巖君
津島 雄二君
寺前 巖君
石原健太郎君

補欠
熊川 次男君
中村正三郎君
三浦 隆君
小渡 三郎君
吹田 悦君
木下敬之助君

文教委

- 白井日出男君
浦野 休興君
奥田 敬和君
高村 正彦君
赤城 宗徳君
小渡 三郎君
鯨岡 兵輔君
宮澤 喜一君

補欠
鯨岡 兵輔君
小渡 三郎君
赤城 宗徳君
宮澤 喜一君
奥田 敬和君
浦野 休興君
白井日出男君
高村 正彦君

農林水産委員

- 寺前 巖君
野間 友一君
寺前 巖君

補欠
野間 友一君
寺前 巖君

補欠
四ツ谷光子君
小林 政子君

運輸委員

- 四ツ谷光子君
小林 政子君
四ツ谷光子君
小川 義和君
北村 義和君
近藤 元次君
近藤 元次君
川崎 二郎君
近藤 元次君
近藤 元次君
近藤 元次君

補欠
小川 義和君
北村 義和君
近藤 元次君
川崎 二郎君
近藤 元次君
近藤 元次君
近藤 元次君

議院運営委員

- 白井日出男君
久間 章生君
今枝 敬雄君
北村 義和君
野間 友一君
近藤 元次君
近藤 元次君

補欠
白井日出男君
久間 章生君
今枝 敬雄君
北村 義和君
野間 友一君
近藤 元次君
近藤 元次君

議案付託

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次の

とおりである。
(議案送付)
一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は

次のとおりである。
(議案送付)
一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は

次のとおりである。
老人保健法の施行に伴う老人の歯科治療及び歯科診療報酬改定に関する質問主意書(浦井洋君提出)
(書件通知書受領)

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員栗田梨君提出浜岡原子力発電所3号炉の敷地地盤の安全性に関する質問に対して、質問事項について原子力安全委員会の意見を聴く必要がある、これに日時を要するため、昭和五十八年四月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

高度技術工業集積地域開発促進法案

右
国会に提出する。

昭和五十八年四月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

高度技術工業集積地域開発促進法案

(目的)

第一条 この法律は、工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、当該特定の地域及びその周辺の地域の経済の発達を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高度技術に立脚した工業開発」とは、次に掲げる措置を講ずることにより進められる工業の開発をいう。
一 立地している企業について次のイ又はロに該当する企業への成長を図る措置
イ 技術革新の進展に即応した高度な工業技術(以下「高度技術」という。)の開発を行う企業
ロ 高度技術を製品の開発又は生産に利用する企業

二 高度技術の開発を行う企業の立地の促進を図る企業

昭和五十八年四月十九日 衆議院会議録第十七号

高度技術工業集積地域開発促進法案及び同報告書

図る措置

(地域)

第三条 この法律による高度技術に立脚した工業開発を促進する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

- 一 工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外
- 二 自然的経済的社会的条件からみて一体として高度技術に立脚した工業開発を図ることが相当と認められる地域であること。
- 三 その地域に高度技術の開発を行い、又はこれを製品の開発若しくは生産に利用する企業に成長する可能性のある企業が相当数存在すること。
- 四 工業用地、工業用水及び住宅用地の確保が容易であること。
- 五 その地域又はその近傍に政令で定める要件を備えた都市が存在すること。
- 六 その地域又はその近傍に高度技術に係る教育及び研究を行う大学が存在すること。
- 七 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設の利用が容易であること。

(開発指針)

第四条 通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣及び国土庁長官(以下「主務大臣」という。)は、前条に規定する地域についての高度技術に立脚した工業開発に関する指針(以下「開発指針」という。)を定めなければならない。

- 2 開発指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の開発計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 高度技術に立脚した工業開発を行おうとする地域の設定に関する事項
 - 二 高度技術に立脚した工業開発の目標の設定に関する事項
 - 三 前号の目標を達成するために必要な事業に関する事項
 - 四 環境の保全についての配慮に関する事項その他高度技術に立脚した工業開発に関する重要事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、開発指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、開発指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、開発指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(開発計画)

第五条 都道府県は、開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、高度技術に立脚した工業開発に関する計画(以下「開発計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

2 開発計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第六号までに掲げる事項の大綱について定めるものとする。

一 高度技術に立脚した工業開発を行おうとする地域

二 高度技術に立脚した工業開発の目標

三 企業に対する資金の融通の円滑化その他の高度技術に立脚した工業開発に必要な業務であつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

四 次に掲げる施設の整備(既存の施設の活用を含む。)に関する事項
イ 工業用地
ロ 工業用水道
ハ 住宅及び住宅用地

ニ 道路
五 前号イからニまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

六 その他高度技術に立脚した工業開発に必要な事項
3 都道府県は、開発計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。
4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る開発計画につき自治大臣

の意見を聴かなければならない。
5 主務大臣は、開発計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その開発計画に係る地域が第三条各号に掲げる要件に該当し、かつ、開発指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第六号までに掲げる事項にあつては、開発指針に適合するものであること。

三 その開発計画に係る工業開発が当該地域の周辺の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすものであること。

四 その他開発指針に照らして適切なものであること。
6 主務大臣は、開発計画につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県は、開発計画が第五項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(開発計画の変更)

第六条 都道府県は、前条第五項の規定による承認を受けた開発計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(負担金)についての損金算入の特例
第七条 第五条第二項第三号に規定する者(その者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人である場合に限る。)が行う同項第三号に規定する業務であつて第五項第五項の規定による変更を受けた開発計画(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(固定資産税の不均一課税に伴う措置)
第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

昭和五十八年四月十九日 衆議院會議録第十七号

高度技術工業集積地域開発促進法案及び同報告書

五二〇

六号)第六條第二項の規定により、政令で定める地方公共団体が、製造の事業を営む者であつて第五條第五項の規定による承認を受けた開発計画に係る地域において高度技術の利用による製品の開発若しくは生産に係る試験研究又は高度技術に係る改良、考案若しくは発明又は高度技術の研究の用に供する設備を新設し、又は増設したものであるときは、当該設備のうち自治省令で定める機械その他の償却資産に該当するものに対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同條の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同條の規定による当該地方公共団体の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国の援助等)
第九條 国及び地方公共団体は、第五條第五項の規定による承認を受けた開発計画の達成に資するため、必要な施設の整備に努め、及び当該開発計画の実施に必要な事業を行う者等に対する技術的な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

2 地方公共団体が第五條第五項の規定による承認を受けた開発計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(農地法等の許可)
第十條 国の行政機関の長又は都道府県知事は、第五條第五項の規定による承認を受けた開発計画に係る地域内の土地を当該開発計画で定める

施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該開発計画で定める高度技術に立脚した工業開発が促進されるよう配慮するものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(建設省設置法の一部改正)
2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第一号の三を同條第一号の四とし、同條第一号の二の次に次の一号を加える。
一の三 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。
第四條第三項中「第一号の三」を「第一号の四」に改める。
第九條の二中「同條第一号の三」を「同條第一号の四」に改める。
(国土庁設置法の一部改正)
3 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十一号の次に次の一号を加える。
二十一の二 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第 号)の施行に關する事務を処理すること。
第五條第七項中「同條第二十二号」を「同條第二十一号の二」に規定する事務「同條第二十二号」に改める。

理由
最近における内外の経済的環境の変化の下での地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展のため、工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺以外の特定の地域において国民の需要に即応した高度な技術力を有する工業の新たな展開が要請されている状況にかんがみ、これらの地域について高度技術に立脚した工業開発を促進する

ための開発指針、開発計画の樹立等の措置を定めるとともに、その円滑な実施のために必要な業務の運営、施設の整備等につき所要の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、最近における内外の経済環境の変化の下で、特定の地域において、高度な技術力を有する工業の新たな展開が要請されている状況にかんがみ、これらの地域について、高度技術に立脚した工業開発を促進するために必要な措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的
工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、当該特定の地域及びその周辺の地域の経済の発達を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

2 定義
「高度技術に立脚した工業開発」とは、立地している企業についての高度技術の開発を行う企業への成長又は高度技術を製品の開発、生産に利用する企業への成長を図る措置及び高度技術の開発を行う企業の立地の促進を図る措置を講ずることにより進められる工業の開発をいう。

3 地域
高度技術に立脚した工業開発を促進する措置は、工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること等一定の要件に該当する地域について講じられるものとする。

4 開発指針
主務大臣(通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、国土庁長官)は、自治大臣その他

関係行政機関の長に協議して、都道府県が作成する開発計画の指針となるべき開発指針を定め、公表しなければならない。

5 開発計画
(1) 都道府県は、関係市町村に協議して、開発計画を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(2) 開発計画には、高度技術に立脚した工業開発を行おうとする地域について定め、工業開発の目標、工業開発に必要な業務を行う者及びその業務の運営に關する事項、工業用地、工業用水道、住宅、住宅用地及び道路の整備に關する事項、施設整備に必要な土地の確保に關して実施される農用地の整備に關する事項等の大綱について定めらるものとする。

(3) 主務大臣は、開発計画が開発指針に適合する等適切なものであると認めるときは、その承認をするものとする。その際、当該開発計画について自治大臣の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 負担金についての損金算入の特例
高度技術に立脚した工業開発に必要な業務を営む民法法人の一定の業務に係る基金に充てるための負担金がある場合には、損金算入の特例の適用があるものとする。

7 固定資産税の不均一課税に伴う措置
地方公共団体が、承認を受けた開発計画に係る地域において試験研究の用に供する設備を増設した製造の事業を営む者について、その試験研究に係る機械その他の償却資産に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合は、その減収額について地方交付税により補てんするものとする。

8 国の援助等
(1) 国及び地方公共団体は、開発計画の達成に資するため、必要な施設の整備及び技術的な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。
(2) 地方公共団体が開発計画を達成するため

に行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

9 農地法等による処分についての配慮
国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を開発計画で定める施設の用に供するため農地法その他の法律の規定により許可その他の処分を求められたときは、当該計画で定める工業開発が促進されるよう配慮するものとする。

10 施行期日
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、特定の地域について高度技術に立脚した工業開発を促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
昭和五十八年四月十五日
商工委員長 登坂重次郎
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕
高度技術工業集積地域開発促進法案に対する附帯決議
政府は、本法施行にあたり、その円滑かつ効率的な運用を図るため、関係行政機関の緊密な連絡協調体制を確立し、開発に伴い土地価格の高騰を生じないようその抑制に努めるとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 開発計画は二十一世紀に向けての長期的プロジェクトであり、その実施には相当の財政負担を要することにかんがみ、地方財政に過重な負担を生ずることがないよう十分配慮すること。
二 国の行う関連施設の整備については、他地域との均衡に留意するとともに、生活関連施設を

重視しつつ、効率的執行の促進等によりその充実に努めること。

三 開発指針の策定にあたっては、地域の自主的な発意と主体的な努力が活かされるよう特に配慮するとともに、都道府県の作成する開発計画については、関係市町村の意見が十分尊重されるよう指導すること。

四 開発計画の作成及び開発事業の実施にあたっては、自然環境の保全、産業廃棄物の処理、工業用水の有効利用、用地確保における農業政策上の要請等について適切な配慮を払うよう指導・助言を行うこと。

五 技術先端産業の導入にあたっては、技術交流、取引関係等を通じ地場産業、地域中小企業等の発展が図られるよう措置するとともに、地域雇用の促進が図られるよう指導・助言を行うこと。

六 各地域に設立される開発事業推進の中核的機構の組織・運営については、民間の活力を積極的に導入し、その創意工夫が最大限活かされるよう指導すること。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案
右
昭和三十八年一月二十八日
内閣総理大臣 中曾根康弘
国会に提出する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案
農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「農業技術研究所」を「農業生物資源研究所」に改め、「植物ウイルス研究所」を削る。
第十八条の二を次のように改める。

第十八条の二(農業生物資源研究所)
農業生物資源研究所は、次に掲げる事項を行う機関とする。
一 生物資源の農業上の開発及び利用に関する

技術上の基礎的調査研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習

二 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究
前項に規定するもののほか、農林水産大臣は、農業生物資源研究所に、その施設の効率的な利用を図るため、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行わせることができる。

三 農林水産大臣は、農業生物資源研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業生物資源研究所の支所を設けることができる。

四 農業生物資源研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林水産省令で定める。

三から第十八条の七までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の二の次に次の一条を加える。
(農業環境技術研究所)
第十八条の三 農業環境技術研究所は、農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的調査研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

二 農林水産大臣は、農業環境技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業環境技術研究所の支所を設けることができる。

三 農業環境技術研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林水産省令で定める。

二十二条の四を削り、二十二条の五を第二十二条の四とする。
附則
この法律は、昭和五十八年十二月一日から施行する。

理由
農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るため、農林水産省の本省の附属機関として農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を設置し、これに伴い農業技術研究所及び植物ウイルス研究所を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るため、農林水産省の本省の附属機関として農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を設置し、これに伴い農業技術研究所及び植物ウイルス研究所を廃止しようとするものである。

なお、この法律は、昭和五十八年十二月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由
本案は、農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約十三億六千九百万円が、昭和五十八年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。
昭和五十八年四月十五日
内閣委員長 橋口 隆
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕
農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、今後農業関係試験研究を一層推進するため、先の衆参両院における「食糧自給力の強化に関する決議」の趣旨を踏まえ、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所の発足を契機に基礎研究を一層充実するとともに、時代の要請に応えた試験研究体制の整備、研究条件の改善を図って、開かれた研究機関として農業の振興及び農業者の要請に応えるよう努めべきである。
右決議する。

昭和五十八年四月十九日 衆議院会議録第十七号
高度技術工業集積地域開発促進法案及び同報告書
農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書
五二一

昭和五十八年四月十九日 衆議院會議録第十七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

五二二

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 甲 105
電話 東京 三三二(六六)

一定額一部
一〇円部